

2016（平成28）年7月11日

東京弁護士会

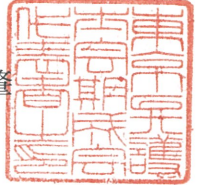
会長 小林元治 殿

東京弁護士会

期成会

代表幹事 千葉

肇



意見書

2016（平成28）年5月31日付の意見照会（東弁28意照第7号-2）につき、期成会として次のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

東京弁護士会として叙勲受章会員のお祝い会は開催するべきでない。

意見の理由

1 叙勲制度については、東京弁護士会内に多様な意見があり、叙勲受章者のみを対象にしたお祝い会を開催するのは不相当である。

そもそも叙勲制度については、肯定的意見の外に、叙勲制度そのものを否定する考え方、現行叙勲制度に疑問を有する考え方、その運用（いわゆる官優先など）に批判的な考え方など、多様な意見が存している。

例えば、一般的な憲法教科書といわれている野中敏彦ら「憲法ⅠⅡ」（第5版）では、「栄典の授与は、伝統的に、恩赦と並んで君主の特権と考えられてきた。」「位階及び褒章は勅令で、勲章は太政官布告で定められていたことなどから日本国憲法との適合性に疑義があり、その授与を原則的に停止して、法律による新制度の制定を考えた。しかし、栄典法案がなかなか成立しなかったため、政府は法律の制定を待たずに、停止していた戦前の制度を復活させて活用する道を選んだ」（上出Ⅰ129・30頁）、「法律を制定しないで、戦前の制度に依拠して栄典授与を復活した現行の慣行には、問題がある。」（上出Ⅱ204頁）とされている。

そして、東京弁護士会（以下、「当会」という）を含む弁護士会には、叙勲

辞退者が比較的存することを考えても、他の団体等以上に多様な意見が存しているといえる。そのような状況のなかで、東京弁護士会として、叙勲を受章する旨の意思を示した会員のみを対象としたお祝い会を開催するのは不適當である。

- 2 弁護士は、在野法曹という立場から諸活動を行っているのであり、国家（天皇）が与える勲章に追随して、弁護士会がお祝いをするには、在野法曹としての矜持にそぐわないというべきである。

現在、多くの弁護士は、在野法曹として、一般市民の目線で、誠実・積極的に事件処理を行うことにより、基本的人権擁護・社会正義実現に寄与している。また、公害・労働・消費者事件など様々な先進的な分野で献身的努力をすることによって、従来の国の制度に対し、新たな弱者保護の判例・法制度を作り出してきた。このような在野法曹としての立場は、弁護士の原点であり矜持というべきである。

これに対し、叙勲制度は、国家が表彰するに値すると評価した方に与えられるものであり、在野たる弁護士会が、これに追随してお祝いまでする必要は存しない。

- 3 表彰されるべき会員は多くいるのであり、あえて叙勲受章者を祝おうとするのは不公平・不適當といえる。

上述のとおり、弁護士は、多様な分野で諸活動を行っているのであり、その活動を表彰されるべき会員は多数にわたる。ところが、現状の叙勲制度は、日弁連正副会長・理事など限定された役職者等を対象にしたものであり、表彰されるべき者としては限定的といえる。もちろんこれらの方々が多大な努力をしたことには敬意を表するものであるが、あえて叙勲受章者を祝おうとするのは不公平・不適當といえる。現在でも当会は、弁護士登録何十周年という形でお祝いをし、前年度当会理事者に感謝状を差し上げているといった、当会独自のお祝いをしているのであり、それで充分といえる。

- 4 当会は、叙勲対象者の推薦をしているものではなく、お祝い会をする必要もない。

現在の叙勲対象者の決定システムは、日弁連の依頼により、当会が、慣行に基づく対象候補者に受章の意思確認を行い、叙勲を受章する旨の意思を示した会員を報告するというものに過ぎない。従って、当会が独自に推薦するというものではないのであり、会としてお祝い会を開催する必要もない。

- 5 叙勲辞退者が少なからずいる中で、お祝い会をするのは相当でない。

上記のとおり、叙勲制度に対しては多様な意見があり、当会においても、叙勲受章の候補者推薦について辞退する会員が少なからずいるという状況がある。辞退者は自己の信念をもって辞退するものと考えられるが、このような

状況下で、受章者を会として祝うことは、辞退者の意向・信念を軽視することにつながり、相当でない。

6 まとめ

期成会としては、個々の会員が叙勲を受章するか否かにつき、意見を有するものでない。そして、叙勲対象者の方々が先輩会員として、弁護士会の信頼構築のために多大な努力をされたことに敬意を表するものである。

但し、上記のとおり、多様な意見があり、少なからず辞退者もいること等からして、在野法曹団体である弁護士会として独自にお祝いをするには反対する。

以上